

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」の一部改正について

令和4年10月20日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.12	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 【関係規定】 告示(1号のみ)	告示 農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める 省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。  一 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)の対象とするものではない	告示 農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める 省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関(第1号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員)が次のいずれにも該当することとする。  一 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)の対象とするものではない場合にあっては、労

			場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有すること。	労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること。
2	P.13	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準【農業分野の固有の基準(告示)】 [雇用経験等] ○1つ目	○ 農業者等が特定技能所属機関として1号特定技能外国人を直接雇用する場合、当該農業者等は、過去5年以内に同一の労働者(技能実習生を含む。)を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験がなければなりません。	○ 農業者等が特定技能所属機関として1号特定技能外国人を直接雇用する場合、当該農業者等は、過去5年以内に同一の労働者(技能実習生を含む。)を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験(法人の場合、業務を執行する役員が個人事業主として雇用した経験も含まれます。)又はこれに準ずる経験がなければなりません。
3	P.13	○2つ目	(新設)	○ これに準ずる経験とは、過去5年以内に6か月以上継続して労務管理に関する業務に従事した経験をいいます。 これに当たり得るものとしては、子が農業経営を行う親の下で労務管理に関する業務を行っていた場合や労務管理に関する業務の経験がある農業法人の従業員が新たに独立する場合等が想定されます。
4	P.18	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準【関係規定】 告示(1号のみ)	告示 農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。  一 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1	告示 農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関(第1号にあつては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員)が次のいずれにも該当することとする。  一 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号

			<p>号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあっては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有すること。</p>	<p>に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあっては、労働者を6月以上継続して雇用した経験 <b>又はこれに準ずる経験</b> を有すること。</p>
--	--	--	---	---

分野参考様式第 11-1号 (特定技能所属機関：直接雇用)

農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う  
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。
- 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験<sup>ア</sup>を有すること。  
(雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日)
- 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。  
① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。  
② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。
- 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力をすること。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合は、4に規定する必要な協力を登録支援機関に委託していること。

(注1) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

(注2) 3①に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を添付すること。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第 11-1号 (特定技能所属機関：直接雇用)

農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う  
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。
- 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験<sup>ア</sup>を有すること（該当する項目を記入すること。）。  
① <sup>ア</sup> 雇用経験が6か月以上ある場合  
雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日  
<sup>イ</sup> 法人として雇用経験が6か月に満たないもの、業務を執行する役員が個人事業主として雇用経験が6か月以上ある場合  
業務を執行する役員の氏名： \_\_\_\_\_  
雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日  
② これに準ずる経験（労務管理の経験）がある場合（①の条件を満たしていない場合）  
労務管理の経験のある者（※）の氏名： \_\_\_\_\_  
労務管理に従事した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日  
労務管理をした機関名： \_\_\_\_\_  
※法人の場合は業務を執行する役員に限る。
- 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。  
① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。  
② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。
- 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力をすること。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合は、4に規定する必要な協力を登録支援機関に委託していること。

(注1) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

(注2) 3①に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を添付すること。

作成年月日 年 月 日

作成責任者